

## 申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署：福祉部障がい者支援課 No.016

処 分 名	児童居宅支援措置の依頼・委託の決定
処 分 の 概 要	やむを得ない事情の際に居宅支援の提供を委託し、支援措置を決定する。
根拠条例等・条項	児童福祉法施行細則（平成 17 年規則第 138 号）第 21 条第 1 項～第 3 項
審 査 基 準	ここでいう「やむを得ない事情」とは、緊急を要する場合である。
標準処理期間	未設定（個別・具体的な判断が必要となるため）
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 30 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	本庁 1 階障がい者支援課窓口 又は 支所 2 階福祉・健康保険担当窓口へ提出（郵送含む）
備 考	

**根拠条例及び  
関係例規等の抜粋**

■児童福祉法施行細則

第 21 条 福祉事務所長は、障害福祉サービスの措置を行うときは、障害福祉サービス措置依頼・委託決定通知書（様式第 22 号）を事業所の管理者（以下「事業所長」という。）に送付しなければならない。

2 福祉事務所長は、事業所長から受託した旨の通知を受けたときは、障害福祉サービス措置決定通知書（様式第 23 号）により、申請者に通知しなければならない。

3 福祉事務所長は、障害福祉サービスの措置が適当でないと認めたときは、障害福祉サービス措置申請却下通知書（様式第 24 号）により、申請者に通知しなければならない。